

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和7年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高松法務局	綾歌郡綾川町粉所西
	木田郡三木町大字池戸
	木田郡三木町大字井戸
	木田郡三木町大字田中
	木田郡三木町大字氷上
高松法務局丸亀支局	仲多度郡琴平町
	仲多度郡琴平町下櫛梨
	仲多度郡多度津町大字山階
	綾歌郡宇多津町
高松法務局観音寺支局	観音寺市栗井町
	観音寺市新田町
	観音寺市原町
	観音寺市室本町
	観音寺市池之尻町
	観音寺市中田井町
	観音寺市八幡町二丁目
	観音寺市八幡町三丁目
	観音寺市大野原町井関
	観音寺市大野原町花稻
	観音寺市大野原町丸井
	観音寺市大野原町大野原
	観音寺市大野原町田野々
	観音寺市大野原町内野々
観音寺市大野原町萩原	
観音寺市豊浜町箕浦	